

# 山口市新卒者雇用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新卒者の雇用の促進及び市内中小企業の若者人材の確保と採用力向上に向けた取組を支援するため、新卒者を6箇月以上正規雇用した事業者に対し、予算の範囲内で山口市新卒者雇用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 新卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）又はこれらに準ずる学校を卒業し、雇用が開始された日において卒業日の翌月の初日から1年を経過した日までの期間内にあり、次の要件を全て満たす者をいう。
  - ア 雇用される中小企業者の事業主、取締役又は監査役と3親等以内の親族でないこと。
  - イ 山口市内に住民登録を行っていること。
  - ウ これまでに本事業の交付対象となっていないこと。
- (3) 正規雇用 次の要件を全て満たす雇用形態をいう。
  - ア 中小企業者が直接雇用し、かつ、期間の定めのない雇用であること。
  - イ 1週間の所定労働時間が、同一の企業に雇用されている通常の労働者と同等である労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
  - ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されること。
  - エ 厚生年金及び健康保険に加入していること。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 山口市内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 雇用保険の適用事業主であること。
- (3) 正規雇用した新卒者を6箇月以上雇用し、今後も継続して雇用する意思があること。
- (4) 正規雇用の日の前日から起算して6箇月前の日から交付の申請をした日までの間に、雇用する通常の労働者を事業主の都合により解雇（勸奨退職を含む。）していないこと。
- (5) 正規雇用の日の前日から起算して1年前の日から交付の申請をした日までの間に別表1に掲げる処遇改善・福利厚生の実施に取り組んでいること。

- (6) やまぐちしごと応援サイトへ登録していること。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、雇用した新卒者1人につき20万円とし、1事業主につき年度ごとに60万円を上限とする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、新卒者の正規雇用を開始した日から起算して6箇月経過後90日以内に、山口市新卒者雇用促進助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新卒者雇用状況確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- (2) 労働条件通知書等の労働条件及び雇用条件の内容が確認できる書類の写し
- (3) 雇用保険及び社会保険の加入が確認できる書類の写し
- (4) 新規学卒者であることを証する書類（卒業証書等の写し）
- (5) 処遇改善・福利厚生の実施に取り組んだことを証する書類
- (6) 履歴事項全部証明書又はこれに代わるもの（個人事業主の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び住民票の写し）
- (7) 市税の滞納のないことの証明書
- (8) 新卒者の住民票の写し（ただし、確認書で本人の同意が無い場合に限る。）
- (9) やまぐちしごと応援サイト掲載事業者登録要件確認票（登録済みの場合は提出不要）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、山口市新卒者雇用促進助成金交付決定通知書（様式第3号）により、適当と認められない場合は、山口市新卒者雇用促進助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、同条に規定する助成金の交付決定通知書を受領した後、30日以内に、山口市新卒者雇用促進助成金請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 出勤簿の写し

- (2) 賃金台帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(雇用状況報告)

第8条 交付決定者は、助成金の申請対象となった新卒者の正規雇用を開始した日から起算して1年を経過した日から2箇月以内に、山口市新卒者雇用促進助成金雇用状況報告書(様式第6号)を市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (2) 正規雇用を開始した日から起算して1年を経過する日までの間に、事業主の都合により当該新卒者を解雇(勸奨退職を含む。)したとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、市長が助成金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、山口市新卒者雇用促進助成金交付決定取消通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知し、助成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、山口市新卒者雇用促進助成金返還請求通知書(様式第8号)により、期限を定めて、その返還を交付決定者に請求するものとする。

(報告及び調査)

第11条 市長は、必要と認めるときは、助成事業の成果について報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

項目	内容
(1)初任給・賃金の引き上げ	初任給や賃金を定期昇給分を除き 3 % 以上引き上げるもの
(2)奨学金返還支援	奨学金返還支援制度を導入し、従業員の奨学金に対して企業が代理返還等を行うもの
(3)手当の新設・増額	毎月の給与支給の際に、基本給の他に支給される諸手当制度の新設又は増額を行うもの
(4)休暇制度の新設	従業員の健康や働きやすさを促進するために新たに休暇制度を設けるもの
(5)その他市長が認める	その他の処遇改善・福利厚生の実施を行うもの

※複数の項目に該当する場合は、いずれか 1 つの項目を適用する。